

小平市では、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得等に応じて補助金を交付しています。

補助金の種類は「施設等利用費」と「保護者補助金」です。補助金は下表の区分により交付されます。

※ 年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子の兄・姉から数えて1人目、2人目、3人目以降とします（就園児以外は補助金の対象ではありません）。

※ 支払った保育料・入園料の合計額が下表の交付額合計に満たない場合は、支払った保育料・入園料が補助金交付額の上限となります。

$$\frac{\text{(例) 区分Dの2人目の場合(前期(4~8月分))}}{\text{補助金月額}} \times \frac{\text{25,700円+5,300円}}{\text{対象月数}} = \frac{\text{155,000円}}{\text{交付金額}}$$

区 分	子区分	施設等利用費(月額)	保護者補助金(月額)	交付額合計(月額)
A	生活保護世帯	25,700	1人目	9,700 35,400
			2人目	9,700 35,400
			3人目以降	9,700 35,400
B	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 (内はひとり親世帯等)	25,700	1人目	6,700 (9,700) 32,400 (35,400)
			2人目	9,700 35,400
			3人目以降	9,700 35,400
C	市民税所得割額が、 年額77,100円以下の世帯 (内はひとり親世帯等)	25,700	1人目	5,300 (6,700) 31,000 (32,400)
			2人目	5,300 (9,700) 31,000 (35,400)
			3人目以降	9,700 35,400
D	市民税所得割額が、 年額77,100円を超え 211,200円以下の世帯	25,700	1人目	5,300 31,000
			2人目	5,300 31,000
			3人目以降	9,100 34,800
E	市民税所得割額が、 年額211,200円を超え 256,300円以下の世帯	25,700	1人目	5,300 31,000
			2人目	5,300 31,000
			3人目以降	8,500 34,200
F	市民税所得割額が、 年額256,300円を超える世帯	25,700	1人目	5,300 31,000
			2人目	5,300 31,000
			3人目以降	5,300 31,000

市内すべてと市外の一部の園では、施設等利用費の25,700円と保護者補助金のうち5,300円は、市役所から幼稚園へ直接支給します（代理受領）。

保護者は月額保育料から31,000円を除いた額を幼稚園に支払うこととなります。

保護者補助金の5,300円を超える分がある場合は年2回（4～8月分を11月頃、9～3月分を5月頃）、指定いただく口座に振り込みます。

※年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子のうち、最年長者から順に1人目、2人目、3人目以降として算定します。

【例】中学生の兄、小学生の姉がいる場合
中学生の長男（1人目）※補助金対象外
小学生の長女（2人目）※補助金対象外
幼稚園児の次男（3人目以降の補助金額）
※実際に支払った保育料・入園料の額を限度に補助します。

- 父母が共に所得がある場合は、それぞれの市民税所得割額を合算して判定します。
- 父母以外に園児を扶養する家計の主宰者がある場合は、その方の市民税所得割額も合算して判定します。
- 市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の税額控除前の額を算定基準額とします。
- ひとり親世帯等とは保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。
 - ・配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者および特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
 - ・その他要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

上記の他、保育の要件（共働き世帯等、認可保育園と同じ要件）があり、施設等利用給付認定で保育認定を受けて、預かり保育を利用した場合、1日につき450円を上限として利用の範囲で補助が行われます。